

自動車乗入口設置工事 申請書作成の手引き

(道路法第24条に基づく道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請)

日進市都市整備部

土木管理課 管理係

TEL 0561-73-2926

FAX 0561-73-1821

令和4年12月

目 次

1. 申請にあたり
2. 許可基準
3. 申請書類
4. 申請の流れ（提出から完了まで）
5. 様式・基準・標準図
 - 申請書様式・記入例
 - 完了届
 - 自動車乗入口の形状図
 - ブロック詳細図
 - 舗装構成図

1. 申請にあたり

(1) 乗入口設置工事に関する基本的事項

乗入口設置工事は、乗入口を必要とする本人が申請者となり、工事費用等を負担する「道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請」（承認工事）により施工していただきます。

乗入口は申請者にとって必要なものですが、乗入口も道路の一部です。道路を利用する歩行者、自転車、その他一般の通行に優先して設置できるわけではありません。

(2) 申請前には事前相談を

歩道の本来の機能を損なうことのないよう、施工内容は愛知県建設部「道路構造の手引き」や「日進市道路管理規則」をはじめとする市の基準に準拠していることを審査するため、申請書を提出していただきます。

この手引きでは、乗入口設置工事に伴う標準的な許可基準や参考図を記載していますが、道路形状や構造物はさまざま、現況に応じた指示・指導があります。また、施工内容が基準に合わず、承認できない場合がありますので、申請前には窓口にて事前相談いただきますようお願いいたします。なお、申請にかかる手数料は不要です。

2. 許可基準

歩道に自動車の乗入口を設置するためには、歩行者の安全確保及び車両の出入りによる道路の損傷防止のため、さまざまな制約があります。以下の例示をよく確認の上、書類を作成してください。

(1) 乗入口の設置を禁止する箇所

道路交通法第 44 条各号に規定されている箇所及びその他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与える恐れのある箇所における乗入口の設置は、原則として禁止です。ただし、次の 2 つの条件を満たす場合は例外です。

<例外条件>

(ア) 当該自動車乗入口の設置が、真にやむを得ない場合

※原則、個人の土地利用の都合は、理由となりません。

(イ) 条件(ア)の場合で、日進市を所轄する愛知警察署との間で、その設置について協議が整った場合

<参考>

道路交通法第 44 条の各号に規定される箇所とは、次の箇所をいう。

(各用語は道路交通法第 2 条の定義による。※抜粋)

- ① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂またはトンネル
- ② 交差点の側端または道路の曲がり角から 5 メートル以内の部分
- ③ 横断歩道または自転車横断帯の前後の側端から、それぞれ前後に 5 メートル以内の部分
- ④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分
- ⑤ 乗合自動車の停留所またはトロリーバスもしくは路面電車の停留場を表示する標示柱または標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分
- ⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

(2) 設置箇所数

原則として、乗入口の設置箇所数は 1 敷地 1 箇所です。

ただし、ガソリンスタンド、店舗、駐車場等、多くの自動車の乗り入れが想定される場所またはその他やむを得ないと認められる場合は、この限りではありません。

※乗入口は、幅・数ともに必要最小限で計画してください。

※2 箇所以上が必要となる場合は、明確な理由を提示していただきます。

(3) 乗入口の設置幅

乗入口の設置幅及び輪荷重影響幅の考え方は、原則として下記表のとおりです。乗入口の形状は「歩道の自動車乗入部形状図」を標準とします。本手引きの「5. 様式・基準・標準図」の「自動車乗入口の標準形状図」を参照してください。

【歩道の形式】

- フラット式 …… 車道と歩道の高さが同じレベルで、その境界に境界ブロック(縁石)が置かれるもの。
- マウントアップ式…… 歩道が車道より 15cm (または 20cm) 高く、高低差で明確に区切られているもの。
- セミフラット式 …… フラット式とマウントアップ式の間で、歩道が車道より 5cm 程度高く、歩車道の境界に境界ブロックが置かれているもの(高度差の数値は絶対固定ではなく標準規格)。

自動車種別		歩道形式	フラット式	マウントアップ式※	
			セミフラット式	すり付け	巻き込み
設置幅	A型		3.0m	3.0m	4.0m
	B型		6.0m	6.0m	7.0m
	C型		必要幅 (10.8m以下)	必要幅 (10.8m以下)	必要幅 (12m以下)
輪荷重 影響幅	A型		1.5m	1.5m	1.0m
	B型		2.0m	2.0m	1.5m
	C型		2.6m	2.6m	2.0m

A型：乗用車・小型貨物自動車

B型：普通貨物自動車用 6.5 t 積以下

C型：大型・中型貨物自動車用 6.5 t を超えるもの

※マウントアップ式の乗入口は、道路構造物がない場合は「すり付け」、植樹帯やガードパイプ等がある場合は「巻き込み」となります（自動車乗入口の標準形状図参照）。

※C型の場合、車両走行軌跡図による必要幅の算出が必要です。

【一戸建て住宅の3台駐車場の特例措置】

一戸建て住宅の場合、上記の乗入幅を基準とした車道側の開口幅（例：フラット式の場合は一般部で4.2m。詳細は「自動車乗入口の形状図」参照）となりますが、ハーモニカ型で3台の駐車場の場合に限り、車道側の開口幅6m以下とします。

ただし、4台以上のハーモニカ型駐車による乗入口設置は認められません。4台以上所有の場合は、縦列駐車等の配置計画をしてください。

(4) 乗入口の設置角度

車道中心線に対して「直角に設置」が原則です。

(5) 不要となる乗入口

乗入口の移設等により不要となる既設の乗入口は、閉鎖して歩道に復旧してください。復旧にかかる費用は申請者負担となります。

(6) 植栽の取り扱いについて

① 高木の取り扱い

高木の移植は難しいので、乗入口設置に支障がある場合、基本は伐採・処分となりますが、市で補植した若木等は移植、または現況に合わせた補植を指示する場合があります。

② 低木・中木の取り扱い

撤去・処分ではなく、同一路線への移植が原則です。同一路線に移植場所がない場合や樹木が移植できない状態の場合（枯死している等）は、事前に協議してください。

(7) 道路側溝について

乗入口設置に伴い、道路側溝を車道用に整備する必要があります。側溝蓋の標準仕様は車道用での蓋掛け、グレーチングは耐荷重T-25・細め網目・ノンスリップ仕様で、5mごとにグレーチング1枚を設置してください。5m未満の側溝蓋設置についてはグレーチング1枚を設置して下さい。

※すでに車道用蓋が布設済みの地区、特殊仕様のグレーチングが設置されている地区等、市内でも状況が異なります。必ず窓口相談前に現況をご確認ください。

側溝の種類		主な整備の例
上ぶた式U形側溝 (PU1型)	蓋あり	歩道用の場合は車道用への交換が必要（蓋の厚みが異なるため、PU3型側溝への布設替え等が必要） ※民地側に側溝の補強コンクリートが必要です。（厚さ10cm）
	蓋なし	車道用の蓋掛け（蓋掛けの厚みが足りない場合等、状況により側溝の布設替え等が必要） ※民地側に側溝の補強コンクリートが必要です。（厚さ10cm）
落ふた式U形側溝 (PU2型)	蓋あり	PU3型側溝への布設替えが必要。 ※個人住宅の場合、車道用への布設替えでも可の場合あり。
	蓋なし	PU3型側溝への布設替えが必要。 ※個人住宅の場合、車道用への布設替えでも可の場合あり。
落ふた式U形側溝 (PU3型)	蓋あり	歩道用蓋の場合は車道用蓋への交換が必要。
	蓋なし	車道用の蓋掛けが必要。

※PU=プレキャストU形

(8)現場発生材

乗入口設置に伴い発生したガードレール等の現場発生材は、申請者の責任において処分してください。

(9)乗入口以外の進入防止対策について

歩行者の安全な通行を確保するため、民地内において歩道への進入防止対策としてフェンス、縁石ブロック、車止め等の構造物の設置が必要な場合があります。

3. 申請書類

(1) 書類一覧

申請に必要な提出書類は次のとおりです。申請は正・副の2部申請となります。

- ① 申請書（道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書）
- ② 位置図（縮尺 1/1500～1/2500 程度）
- ③ 土地整理図（公図）の写し
- ④ 現況平面図（縮尺 1/10～1/200 程度）
- ⑤ 計画平面図（縮尺 1/10～1/200 程度）
- ⑥ 横断面図（縮尺 1/10～1/200 程度） ※側溝布設替えなど、必要に応じて。
- ⑦ 縦断面図（縮尺 1/10～1/200 程度） ※側溝布設替えなど、必要に応じて。
- ⑧ 構造図または材料承認図（側溝や蓋の仕様の分かるもの）
- ⑨ 安全対策図（工事中の安全対策、交通安全施設、迂回路等を示したもの）
- ⑩ 現況写真
- ⑪ その他

（留意事項）各図面には、縮尺（例：1/100）を記載してください。

(2) 申請書類の注意事項

①申請書

申請者名は、乗入口を必要とする人です。施工業者ではありません。2部ともに申請者の押印をしてください（インク浸透印は不可）。

※申請者とは別に、書類内容の確認ができる人の氏名及び連絡先を記載してください。

②位置図

担当者が現地確認等に参考となる案内図です。住宅地図や都市計画基本図（街路図）等の写しで構いません。申請箇所が分かるようにマーキングしてください。

③土地整理図（公図）の写し

法務局または日進市税務課で写しをとることができます（縮小コピー不可）。申請箇所が分かるようにマーキングしてください。

④現況平面図

工事前の現況や構造物の位置関係等が分かる図面を作成してください。

⑤計画平面図

乗入口を必要とする敷地の形状及び建物等の配置、特に車庫や駐車場の位置関係・台数等が分かるように作成してください。乗入口の両端から前後10m程度の道路施設等、位置・寸法、材料等を明示してください。

⑥横断面図・⑦縦断面図

乗入口を設置する道路の舗装構成、横断勾配及び寸法、側溝を改修する場合は側溝周りの詳細、寸法、材料等が分かるように作成してください。

道路区域と民地との境界（官民境界）を明記してください。

⑧構造図または材料承認図（側溝や蓋の仕様の分かるもの）

乗入口設置工事に使用する製品や仕様の分かるものを添付してください。二次製品を使用する場合は、カタログのコピーで構いません。

⑨安全対策図（保安設備設置計画図）

警察署に提出する道路使用許可申請書にも必要となる図面です。ガードマン、看板の位置、歩行者用通路幅、迂回路等安全対策を示した図面を作成してください。

⑩現況写真

計画場所が確認できるように全景および近景を数枚撮影してください。延長が長い場合は10m程度の間隔で撮影してください。

⑪その他

関連する事項を確認するため、別に図書を求めることがあります。例えば、B型・C型の乗入口の場合は理由書や車両走行軌跡図が必要となります。

4. 申請の流れ（提出から承認・完了まで）

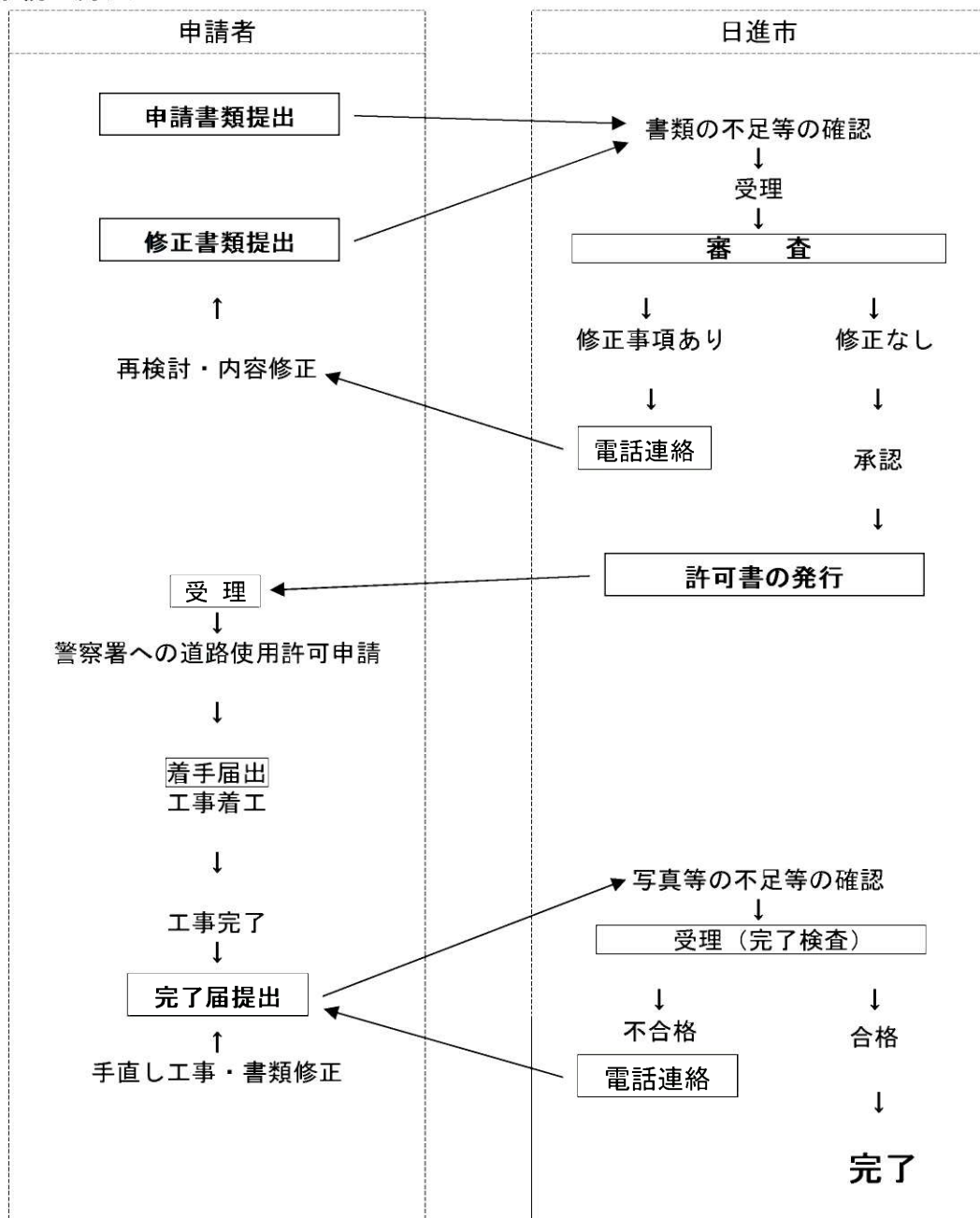
申請書類を日進市土木管理課にお持ちください。窓口にて書類の不備等の簡単な確認を行った上で受理いたします。その後、市担当者が申請内容の審査を行います。計画内容に大きな不備等がある場合は、随時連絡させていただきますが、審査意見がある場合は書類審査後にまとめて電話連絡をしますので、内容修正等をお願いします。

承認工事は、日進市長の承認を得て許可書を発行します。許可書発行の目安は、申請書類を受理してから営業日で10日～2週間程度です。

※Eメールやファクス等での申請は受け付けていません。

※許可書の発行は、内容修正が完了した後になります。事前発行はいたしません。

<手順の流れ>



5. 完了届

施工後には完了届を提出してください。完了届に添付する写真は、施工中及び完了後の各工程を計画図と照査できるように撮影してください。

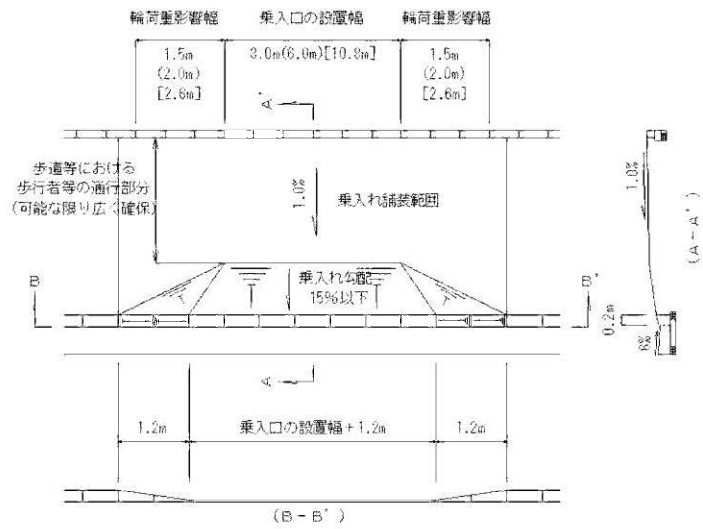
〈提出書類〉

- ① 完了届
- ② 許可書の写し
- ③ 各工程の写真
 - ・完了後の写真
 - ・路床（路盤）の転圧工程
 - ・舗装後との丁張による計測
 - ・使用するコンクリート製品の検収作業
 - ・側溝、植樹帯、ガードパイプ等、その他関連工に係る工程写真
（グレーチング蓋を設置した場合はグレーチング蓋の耐荷重圧が分かる写真か出荷証明書。複数枚グレーチング蓋を設置した場合は設置した枚数が確認できる写真）

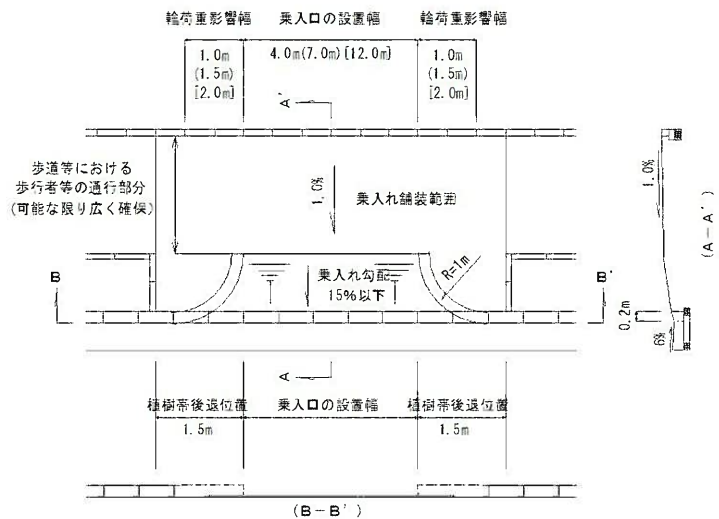
5. 様式・基準・標準図

自動車乗入部の標準形状図 【マウントアップ式】

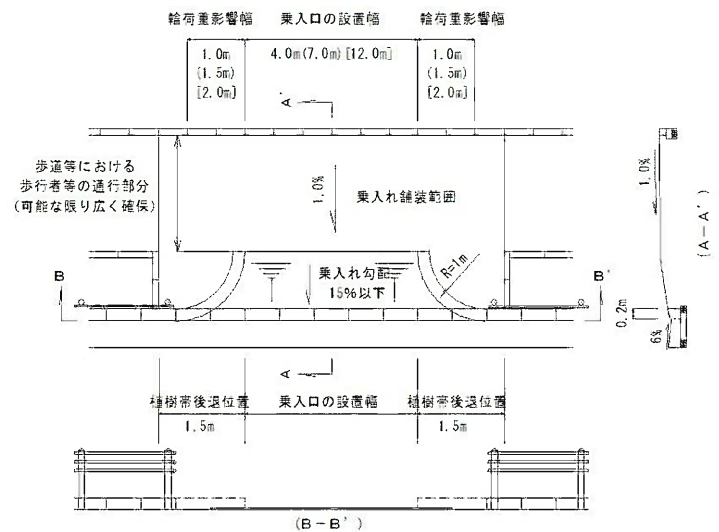
〈図1：一般部〉



〈図2：植樹帯設置部〉

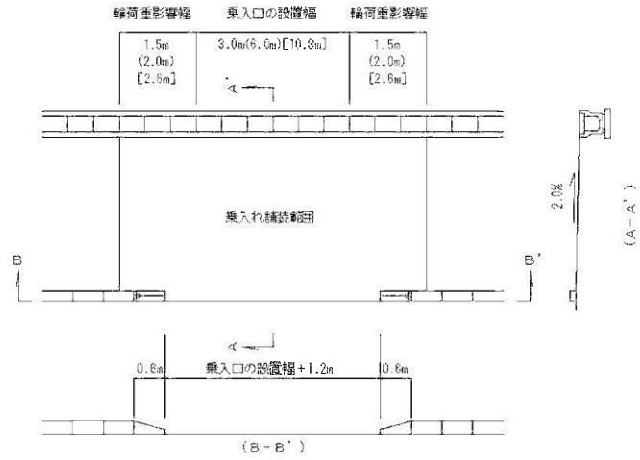


〈図3：ガードパイプ設置部〉



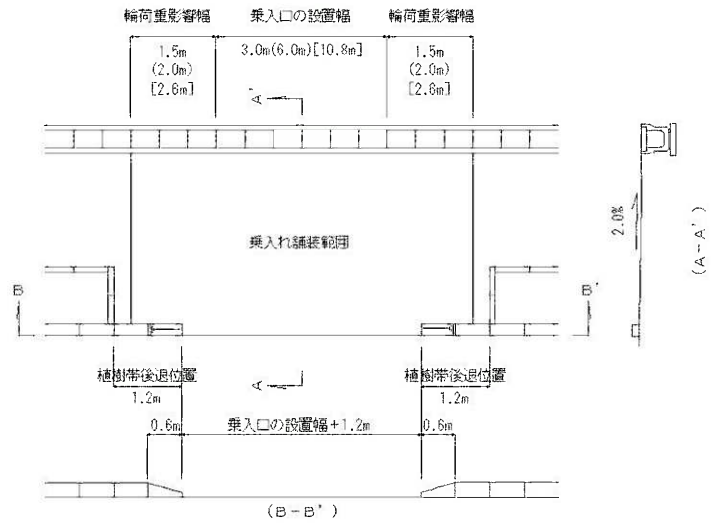
【フラット式】

〈図1：一般部〉



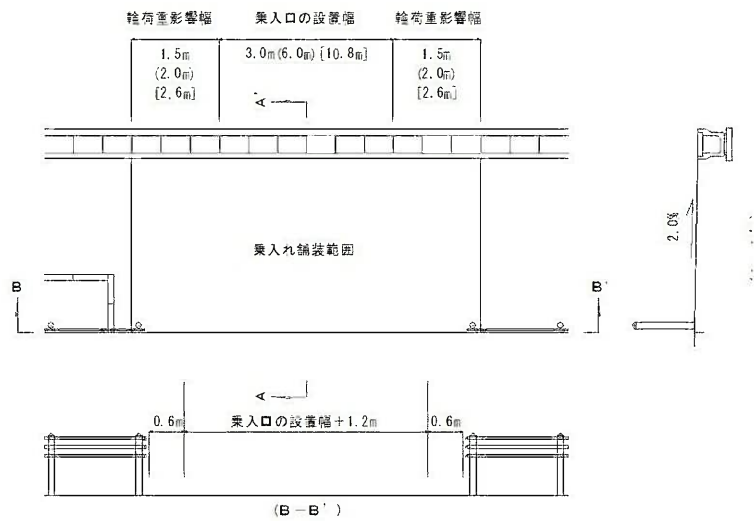
〈図2：植樹帯設置部〉

※乗入れ舗装範囲は、植樹帯等の施工範囲により植樹帯後退位置を含めた範囲を舗装範囲に指示する場合あり。



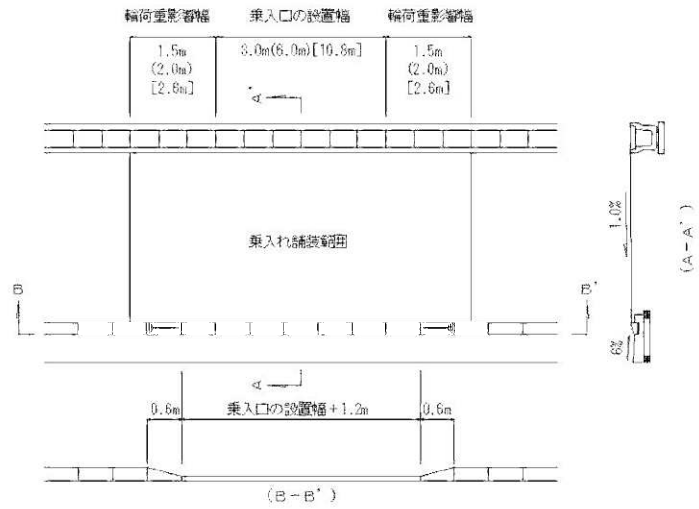
〈図3：ガードパイプ設置部〉

※乗入れ舗装範囲は、植樹帯等の施工範囲により植樹帯後退位置を含めた範囲を舗装範囲に指示する場合あり。



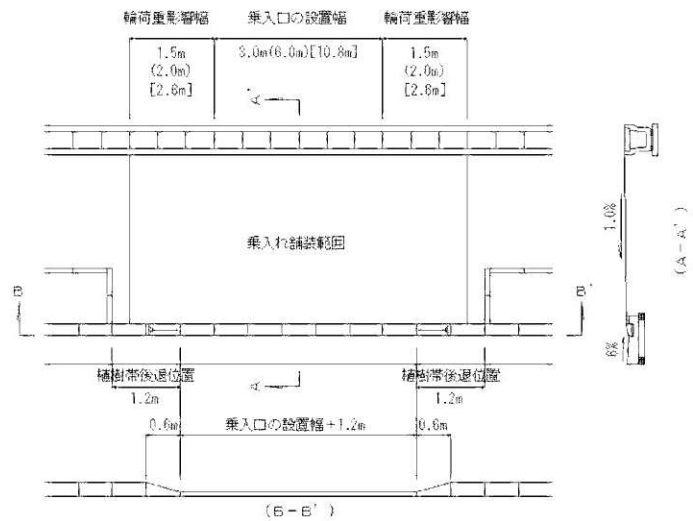
【セミフラット式】

〈図1：一般部〉



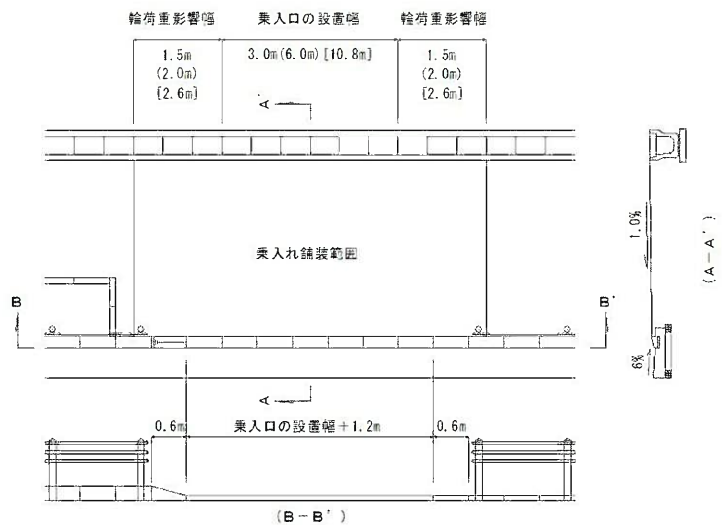
〈図2：植樹帯設置部〉

※乗入れ舗装範囲は、植樹帯等の施工範囲により植樹帯後退位置を含めた範囲を舗装範囲に指示する場合あり。



〈図3：ガードパイプ設置部〉

※乗入れ舗装範囲は、植樹帯等の施工範囲により植樹帯後退位置を含めた範囲を舗装範囲に指示する場合あり。



ブロック詳細図

(1) エプロン詳細図

ブロック取替タイプにおいて、既設エプロン部分が使用できる場合は、敷きモルタル部分をはつり、モルタル及び切り下げブロックのみを施工しても構いません。

詳細図の寸法 t (エプロン厚) は、乗入口の規格により下表のとおりです。

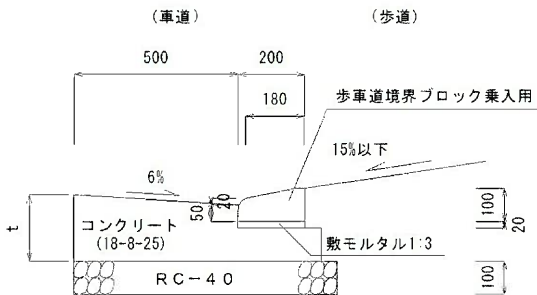
〈エプロン厚 t 〉

		大型車交通量 (台/日・一方向)				
		100 未満	100 以上 250 未満	250 以上 1,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	3,000 以上
タイプ	A 型乗入口	150mm			200mm	250mm
	B 型乗入口	200mm				250mm
	C 型乗入口	200mm				250mm

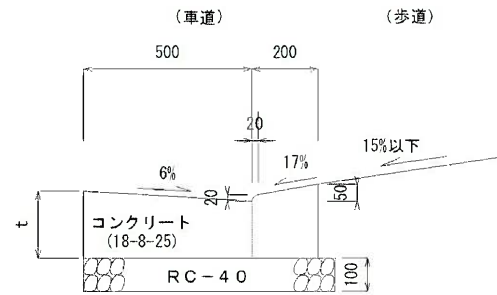
(参考：愛知県建設部「道路構造の手引き」)

〈図A マウント式 歩車境ブロックの高さ 20cm〉

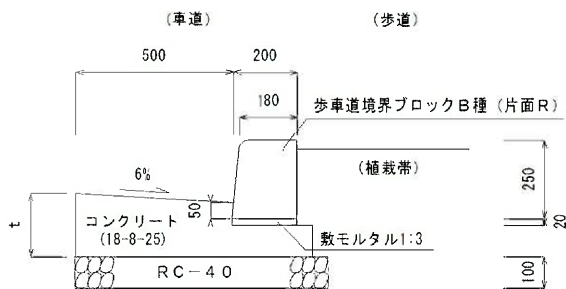
乗入口部 (ブロック取替タイプ)



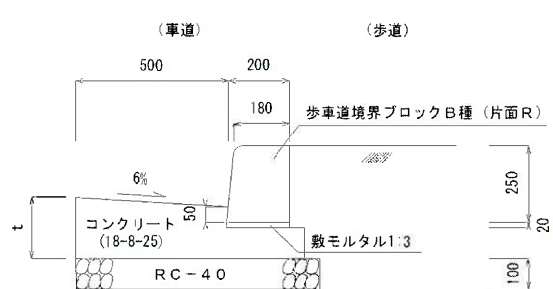
乗入口部 (全面打替タイプ)



歩道復旧部 (乗入口封鎖等) ※植栽帯あり

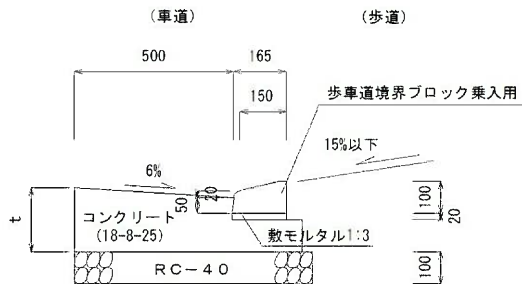


歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯なし

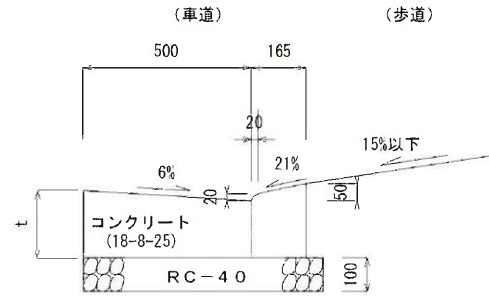


〈図B マウント式 歩車境ブロックの高さ 15cm〉

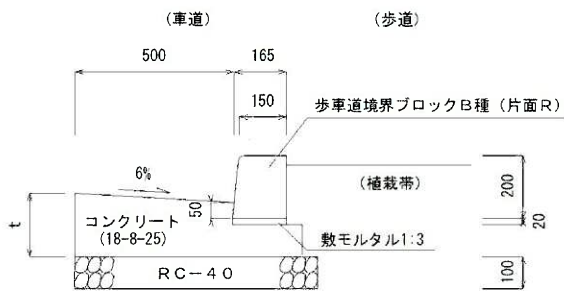
乗入口部 (ブロック取替タイプ)



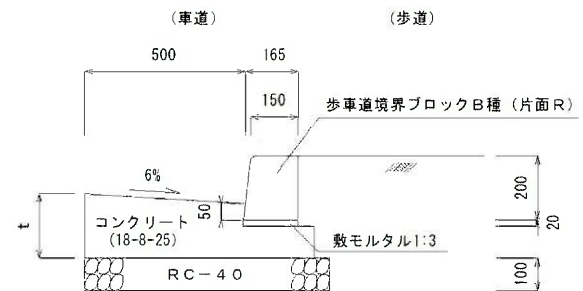
乗入口部 (全面打替タイプ)



歩道復旧部 (乗入口封鎖等) ※植栽帯あり

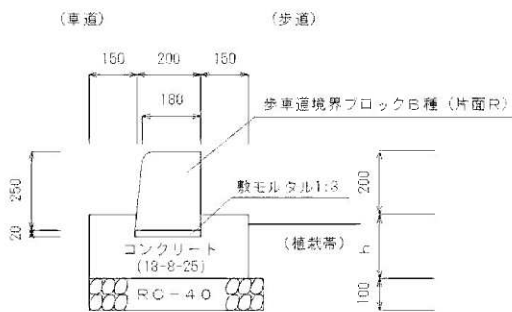


歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯なし

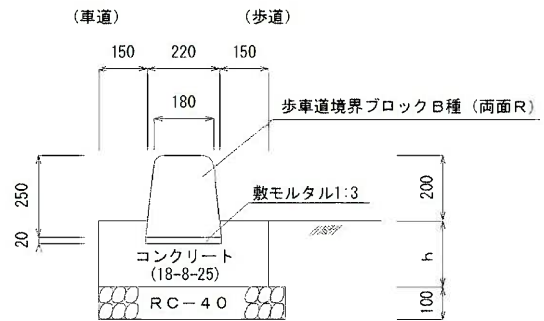


〈図C フラット式〉

歩道復旧部 (乗入口封鎖等) ※植栽帯あり

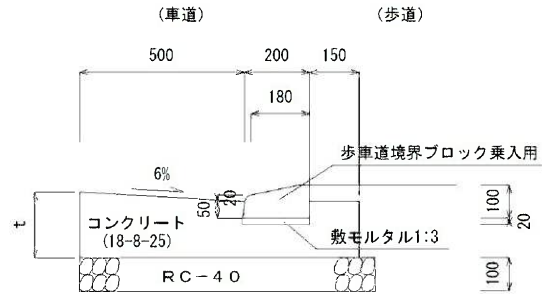


歩道復旧部 (乗入口封鎖等) 植栽帯なし

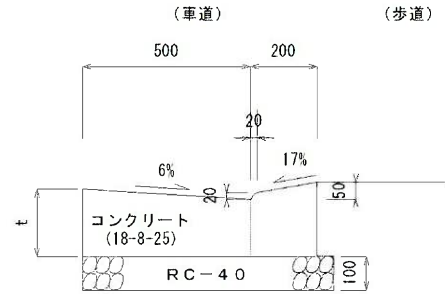


〈図D セミフラット式〉

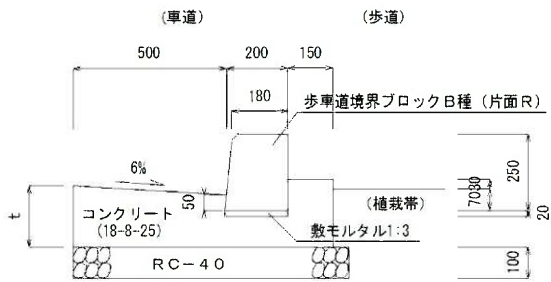
乗入口部（ブロック取替タイプ）



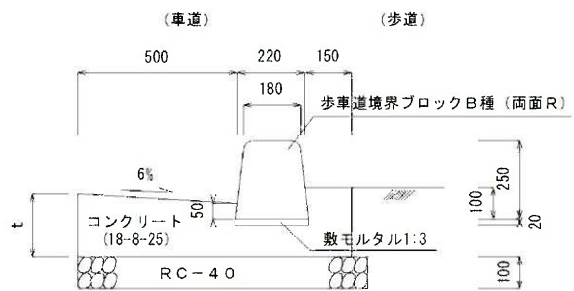
乗入口部（全面打替タイプ）



歩道復旧部（乗入口封鎖等）※植栽帯あり



歩道復旧部（乗入口封鎖等）植栽帯なし



《舗装構成図》

乗入部の舗装構成は、愛知県建設部「道路構造の手引き」の表7.2を標準とする。

表 7.2 乗入部の舗装構成

種別	出入口			備考
	軽車両用 (A型)	中車両用 (B型)	重車両用 (C型)	
アスファルト舗装				<ul style="list-style-type: none"> ・A型, B型, C型とは「第6編交通安全編」表1.4 自動車の種類の対象車両を元に適用する。 ・軽車両用(A型)は, N1~N3交通(CBR6)における舗装構成に相当する。
セメントコンクリート舗装				<ul style="list-style-type: none"> ・中車両用(B型)は, N4交通(CBR6)における舗装構成に相当する。 ・重車両用(C型)は, N5交通(CBR6)における舗装構成に相当する。
インターロッキング舗装				

(適用)

- (1) 路床土は良質土を用いるものとする。なお、舗装構成は、路床のCBRが判る場合、それによることができる。
- (2) 路盤工は、再生クラッシャーラン(RC-40)またはクラッシャーラン(C-40)を標準とするが、現地の状況等により、これにより難しい場合は粒調(M-40又はM-25)とすることができる。
※知多、知立、尾張、海部設事務所管内は、現場条件及び経済性を考慮の上、路盤材に鉄鋼スラグ(CS)を使用しても良い。
- (3) コンクリート舗装の場合の生コンクリートの強度は(設計基準強度) $\sigma 28=21\text{N/mm}^2$ 以上とする。
- (4) 「舗装設計施工指針(平成18年版)」および「舗装設計便覧」によるものとする
- (5) アスファルト舗装()は前後の歩道舗装と同時施工の場合とする。歩道舗装が40mmの場合のみ適用する。
- (6) インターロッキング舗装は、「インターロッキングブロック舗装設計施工要領 改訂版」等によるものとする。